

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福 島 県 報

目 次

規則	福島県行政組織規則の一部を改正する規則	三五
訓令	福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	三五
告示	自衛官採用試験（自衛官候補生）の試験期日及び試験会場を定める件	三六
件	自衛官採用試験（一般曹候補生）の試験期日及び試験会場を定める件	三六
件	生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三八
件	生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三八
件	生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	三八
件	大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三九
件	特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件	三九
件	土地改良区の定款の変更を認可した件	三九
件	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三九
件	公金の収納事務を委託した件三件	三〇
公告	肥料の登録の有効期間を更新した件	三〇
件	肥料の検査の結果の概要を公表する件	三二
件	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三二
件	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三二

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十四号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第三の一の表福島県准看護師試験委員の項の次に次のように加える。

福島県感染症対策連携協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条の二第三項の規定による感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施についての協議に關すること。	保健福祉部健康衛生総室感染症対策課
---------------	---	-------------------

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

訓 令

福島県訓令第十二号

本庁機関 出先機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(勤務時間等)	(勤務時間等)

<p>第七條 1～3 (略)</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、総務部長は、仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認めるときは、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について、別に定めることができる。</p> <p>5 勤務の特殊性により前各項の規定により難いと認められる職員の週休日、勤務時間の割振り又は休憩時間については、知事が別に定めるもののほか、所屬長が知事の承認を受けて定める。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第七條 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 勤務の特殊性により前三項の規定により難いと認められる職員の週休日、勤務時間の割振り又は休憩時間については、知事が別に定めるもののほか、所屬長が知事の承認を受けて定める。</p> <p>5 (略)</p>
---	---

附 則
この訓令は、令和五年七月一日から施行する。
(人事課)

告 示

福島県告示第四百八号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和五年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。
令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間
令和五年七月一日(土)から同年九月五日(火)まで
- 二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民及び作文)、適性検査	令和五年九月一五日(金)から同月二四日(日)までの間の指定する一日

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津北嶺高等学校	会津若松市相生町三番地二号
東日本国際大学	いわき市平鎌田寿金沢三七番地
郡山女子大学	郡山市開成三丁目二五番地二号
福島県自治会館	福島市中町八番地二号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字巢掛場四五番地一 一二号
福島県白河合同庁舎	白河市昭和町二六九番地

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

令和六年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

- 1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の者
- 2 この試験を受けられない者
 - (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 自衛隊法第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者
 - (3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

六 問合せ先

- 1 令和五年七月一日から七月十三日
自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六一一九

2 令和五年七月十四日以降
 自衛隊福島地方協力本部募集課 福島第二地方合同庁舎二階
 (福島市花園町五番地四十六号)
 電話〇二四一五三一―二三五一
 (災害対策課)

福島県告示第四百九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和五年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 受付期間
令和五年七月一日(土) から同年九月五日(火) まで
- 二 採用の区分
一般曹候補生
- 三 試験種目及び試験期日
1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験(国語、数学、英語及び作文)、適性検査	令和五年九月一五日(金) から同月二四日(日) までの間の指定する一日

2 第二次試験(第一次試験の合格者のみ行う。)

試験種目	試験期日
口述試験、身体検査	令和五年一〇月一四日(土) から同年一 月五日(日) までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名 称	位 置
会津北嶺高等学校	会津若松市相生町三番地二号

2 第二次試験

東日本国際大学	いわき市平鎌田寿金沢三七番地
郡山女子大学	郡山市開成三丁目二五番地二号
福島県自治会館	福島市中町八番地二号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字栗掛場四五番地一 一二号
福島県白河合同庁舎	白河市昭和町二六九番地

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

- 五 採用時期
令和六年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格
1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の者
2 この試験を受けられない者
(1) 日本国籍を有しない者
(2) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者
(3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 七 問合せ先
1 令和五年七月一日から七月十三日
自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六―一九一九
令和五年七月十四日以降
自衛隊福島地方協力本部募集課 福島第二地方合同庁舎二階
(福島市花園町五番地四十六号)
電話〇二四一五三一―二三五一

(災害対策課)

福島県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション須賀川	須賀川市大袋町六四	令和五年五月一日
さゆり調剤薬局	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一六五	同年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
関根歯科医院	須賀川市大袋町七七	令和五年五月三二日
長谷川医院	南会津郡南会津町田島字中町甲三九二二六	同日

（社会福祉課）

福島県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	サービスの種類
コスモ調剤薬局玉川店	石川郡玉川村大字川辺字二ノ鳥居三四一	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二番二号	令和五年六月五日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年六月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
Paix Paix 福島県いわき市平六丁目四番二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 真砂不動産株式会社
代表者の氏名 猪狩 達弘
 - 住所 福島県いわき市平字田町一番地の二
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

- 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 真船 幸夫
 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 名称 株式会社アイエムテー
 代表者の氏名 武田 要
 住所 福島県いわき市平字五丁目五―三―四百七
 名称 株式会社マツモトキョシ東日本販売
 代表者の氏名 多田 将一
 住所 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二―二十四
 名称 株式会社大創産業
 代表者の氏名 矢野 靖二
 住所 広島県東広島市西条吉行東一―四―十四
 令和六年二月二十二日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和六年二月二十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 六千三百九十九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 二百六十七台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百七十五台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 二百九・三八平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 四十・五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前九時
 閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (一) 数 三箇所
 (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 午前六時から午後九時まで
 届出年月日
 令和五年六月二十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第四百十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和五管理年度(令和五年七月一日から令和六年六月三十日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
 令和五年六月三十日

- 1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業 福島県知事 内堀雅雄
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量 (水産課)

福島県告示第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から令和五年六月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄
 (農村計画課)

福島県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年六月三十日

- 1 解除予定保安林の所在場所 福島県知事 内堀雅雄
- 2 郡山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 3 保安林として指定された目的
- 水源の涵養
- 解除の理由
- 指定理由の消滅
- 2 解除予定保安林の所在場所 郡山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 3 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 三 1 解除予定保安林の所在場所
郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 四 1 解除予定保安林の所在場所
郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 五 1 解除予定保安林の所在場所
郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 六 1 解除予定保安林の所在場所
郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第四百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 福島県営住宅家賃等（県北地区）の収納事務
 - 2 福島県営住宅家賃等（いわき地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
 - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
 - 三 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- （建築住宅課）

福島県告示第四百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 福島県営住宅家賃等（県中・県南地区）の収納事務
 - 2 福島県営住宅家賃等（相双地区）の収納業務
 - 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 太平ビルサービス株式会社
 - 2 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号
 - 三 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- （建築住宅課）

福島県告示第四百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県営住宅家賃等（会津地区）の収納事務
 - 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 浅沼産業株式会社
 - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
 - 三 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- （建築住宅課）

公 告

公告第三百三十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
			4.5	3.0	—				
853	混合有機質肥料	混合有機スーパースー4号			含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	朝日物 産株式 会社	東京 都千 代田 区東 神田 三丁 目2 番4 号	令和11 年7月 2日	

(農業総合センター)

公告第三百三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和五年四月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

令和5年4月分
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果					備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	水分 (%)	

堆肥	佐藤洋三	マツサウ ンキー	0.4	0.4	0.1	18	76.9
堆肥	高野正	ゆうきくん	0.6	0.6	0.1	15	73.6

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

(農業総合センター)

公告第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地区画整理事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

(都市計画課)

公告第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和五年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

(都市計画課)